

# ペット購入時のトラブルが 増えています！



ペットを購入するということは、命あるものを購入することなので、トラブルになると、予想もしなかった問題に発展することがあります。

## 事例 1

犬を購入して4日目に動物病院で肺炎と診断され、治療を受けたが2週間後に死んでしまった。返金と治療費を請求したいが、相手が応じてくれない。

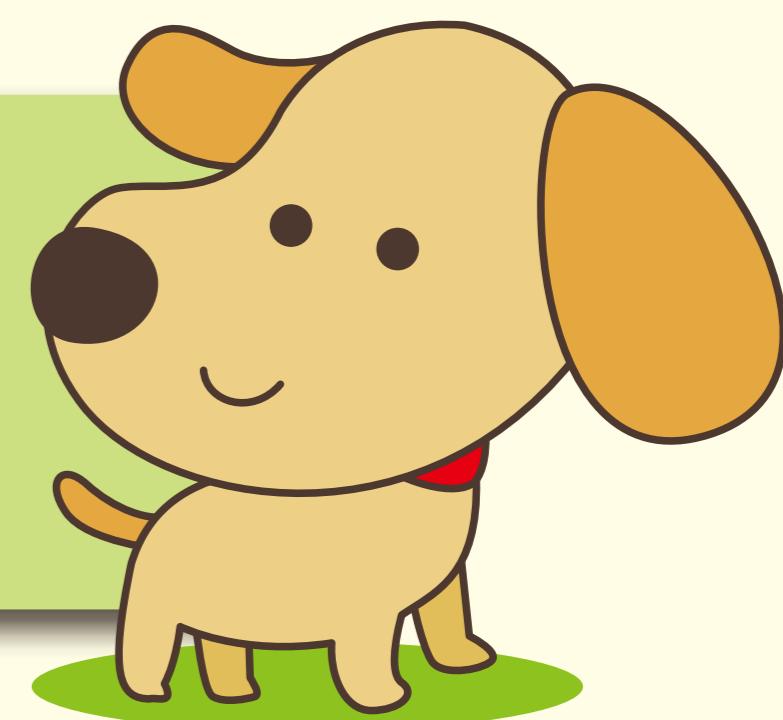


## 解説 1

医師に確認の上、購入時に既に肺炎にかかっていたと考えられるのであれば、肺炎が原因で死亡したので、購入の目的は達せられていないことになります。この場合、契約を解除して代金の返還を請求し、治療費を損害として賠償請求できます。（民法570条 売主の瑕疵担保責任）

## 事例 2

インターネットで子犬を購入し、内金を振り込んだが、子犬が送られてこない。  
納入後、販売業者にメールを送っても返事がない。どうしたらよいか？



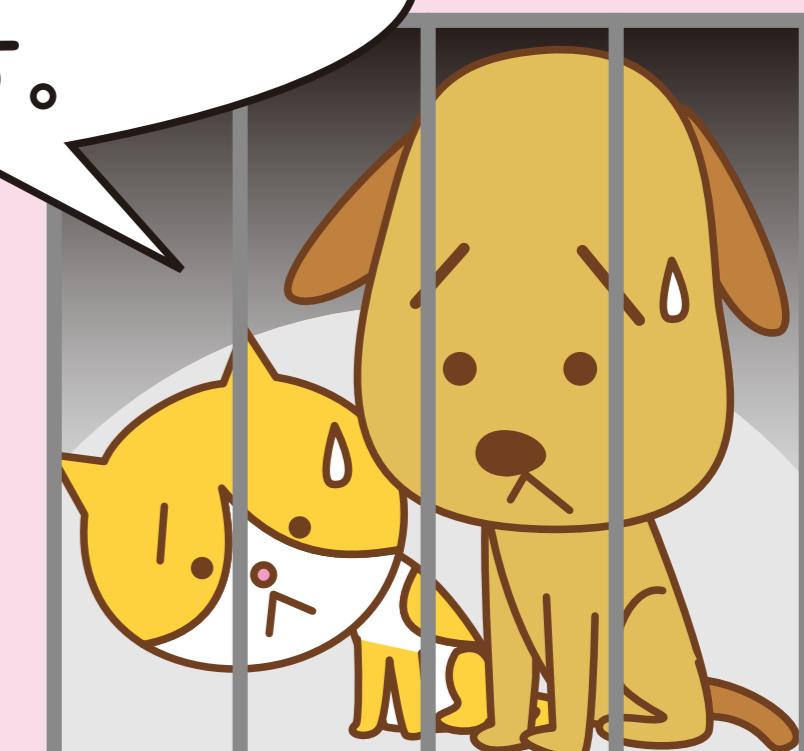
## 解説 2

売買契約が成立している以上、（子犬の）引渡しは当然です。販売業者が初めから内金を振り込ませ、犬を渡さないことを企んでいたとしたら、詐欺罪になる可能性もあるので、警察にも相談してみましょう。インターネット販売は店に出向くことなく、気軽にペットを購入出来る半面、①取得前にペットの健康状態を確認出来ない②ペットを飼うまでの管理上の注意点など、十分な説明を受けられない③問題が起きた時、販売業者が所在不明で連絡がとれなくなり、責任の追及が出来ないなどのデメリットも数多くあります。

そこで、2013年9月1日施行の改正動物愛護管理法では、販売業者は購入しようとする人に直接ペットを見せるとともに、飼うために必要な情報を提供することが義務づけられました。

## ペット購入時の注意点

毎年、全国で里親の見つからないペットが、十数万匹殺処分されています。



### ◆ 安易に購入を決めない

飼い始めたペットは、その命を終えるまで、適切に飼うことが原則です。  
よく考えてから買いましょう。

### ◆ 管理が行き届いている業者を選ぶ

2006年6月よりペット販売業者は、動物愛護管理法により自治体への登録が義務付けられました。業者の登録を調べたり、実店舗であれば店内の状態をしっかり確認しましょう。

### ◆ 事前説明を受け、契約内容を確認する

改正動物愛護管理法では、販売業者はペットを購入しようとする人に対し、現在の状況を直接見せるほか、対面かつ書面などを用いて、飼うために必要な情報（品種などの名称、適切な給餌や給水の方法など18項目）を提供しなければならなくなりました。契約書をよく読み、疑問点はその場で説明を受けましょう。

